

平成27年度環境関係補助制度のお知らせ

地球温暖化防止とエネルギー対策として、次の住宅用システム機器等を設置する方に経費の一部を予算の範囲内で補助し、環境にやさしい生活を推進します。

○二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)設置費補助金

- ・補助金額 40,000円
- ・補助対象品 二酸化炭素冷媒を使用し年間給湯効率(JIS)が2.9以上または年間給湯保温効率(JIS)が2.5以上

○住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金

- ・補助金額 1kWあたり25,000円(1,000円未満切捨て)
限度額80,000円
- ・補助対象システム 発電した電気の余剰電力を電力会社に販売することができる機能を備え、モジュールの公称最大出力の合計が10kW未満のシステム

<注意事項>

※システム機器等設置の提出書類については、市ホームページまたは環境課までお問い合わせください。

※補助金の申請は設置前に行ってください。

※市では、業者を通じての推進は行っていませんので、設置の際には十分検討のうえ契約をしてください。

○生ごみ処理機等購入補助金

一般家庭から排出される生ごみの減量・堆肥へすることでの資源化推進のため、生ごみ処理機等の購入価格に応じて補助金を交付します。

種類	対象基数	交付額	限度額
生ごみ処理機	1世帯1基	購入価格(消費税除く)の3分の1の額(100円未満端数切捨て)	15,000円
土上設置型コンポスト化容器	1世帯2基以内		1基につき2,000円
EMぼかし菌使用密閉容器	1世帯3基以内		

○資源ごみ回収報奨金

ごみの減量と有効活用を推進するため、資源ごみを自主的に集団回収している団体(地区・高齢者クラブ・子ども会等)に対して回収量に応じた報奨金を交付します。

- ・交付額 資源ごみ(ビン・カン・紙類・牛乳パック等)1kgあたり5円と、補償基準額(補償単価)に満たない場合、その差額分を合わせて交付します。(10円未満切捨て)

※集団回収とは、市民で構成される団体が回収日時・場所・品目・回収業者を決めて実施する自主的なリサイクル活動です。

問 本庁 環境課環境推進 G ☎52-1111 内線123

新婚家庭家賃助成金について

市では、少子化・人口減少の対策として若年層の定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に同居する新婚家庭を対象に、予算の範囲内において家賃の一部を助成金として交付します。

○交付対象者(すべての要件を満たす方)

- ①家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出している方
※新郎新婦のいずれか一方または双方が再婚であっても要件を満たす場合は対象となります。
 - ②平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録をしている方
※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、夫婦いずれかの親が所有する住宅及び賃貸住宅は対象となりません。
 - ③夫婦いずれも申請時に40歳未満の方
 - ④申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下の方
 - ⑤家賃が月額5万円以上の方
※共益費、管理費及び駐車場代等を除く。
 - ⑥他の公的制度(生活保護等)から家賃補助を受けていない方
 - ⑦申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方
 - ⑧家賃を滞納していない方
 - ⑨この制度に基づく助成を受けたことがない方
- 助成金額 月額1万円(上限12万円)を年1回交付します。

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額。

○助成期間 申請のあった翌月から最長36か月

○申請書類

- ①家賃助成金交付申請書
 - ②住民票(世帯全員の記載のあるもの)
 - ③戸籍謄本等
 - ④申請者及び同居者全員の市税等の滞納がないことを証する書類
 - ⑤申請者及び同居者全員の課税証明書または非課税証明書
 - ⑥民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - ⑦住宅手当支給証明書
 - ⑧その他市長が必要と認める書類
- ※家賃助成金の交付申請書は本庁2階都市建設課にあります。

○受付期限 平成28年2月29日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。

申請・問 本庁 都市建設課都市整備 G

☎52-1111 内線253 FAX53-5415